

羽曳野市議会議員一般選挙

投票日は8月30日(日)

市選挙管理委員会は、任期満了(9月29日)による羽曳野市議会議員一般選挙の日程を決定しました。

告示 8月23日(日)

投票 8月30日(日) 各投票所で午前7時から午後8時まで

開票 8月30日(日) 午後9時から

羽曳野市立市民体育館(西浦)

立候補予定者への説明会

7月16日(木) 午後2時から市役所別館3階会議室

(選挙管理委員会 ☎ 958-1111)

定額給付金・子育て応援特別手当の申請はお済みですか？

定額給付金・子育て応援特別手当の申請期間は**平成21年10月1日まで**となります。申請期限を過ぎますと受給できなくなりますので、お早めに申請手続きをしてください。また、申請書が届いていない方は、右記までお問い合わせください。

子育て応援特別手当について

支給対象となる子どもと第1子が別居している場合などは、市の住民基本台帳では確認できないため、申請書は送付されていません。該当すると思われる方は右記までお問い合わせください。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

不審な問い合わせなどがありましたら、迷わず、市や最寄りの警察署(または警察相談電話(#9110))にご連絡ください。

定額給付金・子育て応援特別手当のお問い合わせ先

政策推進課 定額給付金等事業推進チーム

直通電話 072-950-5600

電話受付時間 午前9時～午後5時30分(土日祝除く)

新型インフルエンザにご注意

新型インフルエンザは、人が感染者に近距離で接触することによって拡がるため、市民の皆さまが予防に関する正しい知識を持ち、協力して、自分たちの家庭や地域を守る心構えが必要です。

新型インフルエンザとは？

新型インフルエンザウイルスとは、動物のインフルエンザウイルスが、人の体内で増えることができるように変化し、人から人へと容易に感染できるようになったもので、このウイルスが感染して起こる疾患を新型インフルエンザといいます。

まん延国から帰ってきたが大丈夫でしょうか？

症状があり、新型インフルエンザが疑われる場合は、極力、他の人に接触しないようにし、発熱相談センター(大阪府・藤井寺保健所・羽曳野市発熱相談センター)に電話で問い合わせの上、その指示に従って指定された医療機関で受診することになります。

【新型インフルエンザに関する相談窓口】

相談機関名	専用電話番号	FAX	開設時間
羽曳野市発熱相談センター	072-956-1178	072-956-1011	9:00～17:30(土日祝対応可)
大阪府庁発熱相談センター	06-6944-6791	06-6944-6602	24時間対応
藤井寺保健所発熱相談センター	072-955-5012	072-955-5116	9:00～18:00(土日祝対応可)

通常のインフルエンザと見分けることは可能ですか？

症状は類似しており見分けることは困難ですが、まん延国への渡航歴・感染者との接触歴等が参考になります。



★インフルエンザから身を守るために★

- ・帰宅後や不特定多数が触るようなものに触れた後の手洗いうがいを日常的に行う。
- ・手洗いは、石鹸を用いて最低15秒以上行うことが望ましい。洗った後は、清潔な布やペーパータオル等で水を十分にふき取る。
- ・咳などの症状がある場合はマスクを着用する。
- ・まん延国への渡航、人混みや繁華街への不用不急な外出は控える。
- ・十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養を取り、規則正しい生活をし、感染しにくい状態を保つ。



みんなでめざそう

違法広告物のない美しいまち大阪

1. 「まちの良好な景観」「まちの安全」のため

まちを歩くと、はり紙や立看板といった広告物がよく目につきます。これらの広告物は、ある面では私たちにとって便利なものではありますが、無秩序な状態で氾濫すれば、まちの良好な景観や自然の風景を損ねたり、**歩行や通行の支障**になりかねません。

2. 府条例で広告物の掲出を規制しています

大阪府では、屋外広告物法により大阪府屋外広告物条例を定め、広告物の規制を行っています。歩道柵や街路樹等の公共物は、府条例で屋外広告物の掲出が規制されています。

